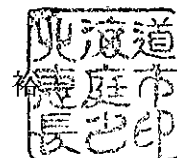


恵庭市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第28号

恵庭市長の権限に属する事務の委任に関する規則及び恵庭市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(恵庭市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 恵庭市長の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和55年規則第14号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条・第2条（略） （保健福祉部長委任事務） 第3条 保健福祉部長に委任する事務は、次の各号に掲げる法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事務とする。 （1）<u>生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この号において「法」という。）次に掲げる事務</u> ア <u>法第24条から第28条まで、第30条から第37条の2まで並びに第62条第3項及び第4項に規定する保護の決定、実施、変更、停止及び廃止に関すること。</u> イ <u>法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。</u> ウ <u>法第55条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給に関すること。</u>	第1条・第2条（略） （保健福祉部長委任事務） 第3条 保健福祉部長に委任する事務は、次の各号に掲げる法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事務とする。

現行	改正案
<u>エ 法第 55 条の 5 第 1 項に規定する進学準備給付金の支給に関すること。</u> <u>オ 法第 55 条の 6 に規定する報告を被保護者等に求めること。</u> <u>カ 法第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業の実施に関すること。</u> <u>キ 法第 63 条及び第 77 条から第 78 条の 2 までに規定する費用の返還及び徴収に関すること。</u> <u>ク 法第 76 条第 1 項に規定する遺留金品の処分に関すること。</u> <u>ケ 法第 80 条に規定する返還の免除に関すること。</u> <u>コ 法第 81 条に規定する後見人の選任の請求に関すること。</u> <u>サ 法第 81 条の 3 に規定する情報の提供、助言等に関すること。</u> (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) 第 4 条・第 5 条 (略)	(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) 第 4 条・第 5 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市生活保護法施行細則の一部改正)

第 2 条 恵庭市生活保護法施行細則（平成 27 年規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 (略) (委任) 第 2 条 法第 19 条第 4 項の規定により、法第 24 条から第 28 条まで、第 30 条から第 37 条の 2 まで、第 48 条第 4 項、第 55 条の 7 第 1 項及び第 2 項、第 62 条、第 63 条、第 76	第 1 条 (略) (委任) 第 2 条 法第 19 条第 4 項の規定により、法第 24 条から第 28 条まで、第 30 条から第 37 条の 2 まで、第 48 条第 4 項、第 55 条の 7 第 1 項及び第 2 項、第 62 条、第 63 条、第 76

現行	改正案
条第 1 項、第 77 条第 2 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 80 条並びに第 81 条に規定する保護の決定及び実施に関する権限について、法第 55 条の 4 第 2 項の規定により、法第 55 条の 4 第 1 項、第 55 条の 6 及び第 78 条の 2 第 2 項に規定する就労自立給付金に関する権限について並びに法第 55 条の 5 第 2 項の規定により、法第 55 条の 5 第 1 項及び第 55 条の 6 に規定する<u>進学準備給付金</u>の支給に関する権限について、保健福祉部長に委任する。	条第 1 項、第 77 条第 2 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 80 条並びに第 81 条に規定する保護の決定及び実施に関する権限について、法第 55 条の 4 第 2 項の規定により、法第 55 条の 4 第 1 項、第 55 条の 6 及び第 78 条の 2 第 2 項に規定する就労自立給付金に関する権限について並びに法第 55 条の 5 第 2 項の規定により、法第 55 条の 5 第 1 項及び第 55 条の 6 に規定する<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する権限について、保健福祉部長に委任する。
第 3 条～第 15 条 (略)	第 3 条～第 15 条 (略)
(<u>進学準備給付金</u> 申請書)	(<u>進学・就職準備給付金</u>申請書)
第 16 条 施行規則第 18 条の 9 第 1 項の規定による<u>進学準備給付金</u>の支給の申請は、<u>進学準備給付金</u> 申請書(様式第 33 号)によるものとする。	第 16 条 施行規則第 18 条の 9 第 1 項の規定による<u>進学・就職準備給付金</u>の支給の申請は、<u>進学・就職準備給付金</u>申請書(様式第 33 号)によるものとする。
(<u>進学準備給付金</u> 決定調書)	(<u>進学・就職準備給付金</u>決定調書)
第 17 条 法第 55 条の 5 第 1 項の規定により<u>進学準備給付金</u>を支給するときの決定調書は、<u>進学準備給付金</u> 決定調書(様式第 34 号)によるものとする。	第 17 条 法第 55 条の 5 第 1 項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>を支給するときの決定調書は、<u>進学・就職準備給付金</u>決定調書(様式第 34 号)によるものとする。
(<u>進学準備給付金</u> 決定通知書)	(<u>進学・就職準備給付金</u>決定通知書)
第 18 条 法第 55 条の 5 第 1 項の規定により<u>進学準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学準備給付金</u> 支給(不支給)決定通知書(様式第 35 号)により通知するものとする。	第 18 条 法第 55 条の 5 第 1 項の規定により<u>進学・就職準備給付金</u>を支給するときは、<u>進学・就職準備給付金</u>支給(不支給)決定通知書(様式第 35 号)により通知するものとする。
第 19 条 (略)	第 19 条 (略)
様式第 1 号～様式第 32 号 (略)	様式第 1 号～様式第 32 号 (略)
様式第 33 号(第 16 条関係)	様式第 33 号(第 16 条関係)

現行

様式第3号(第16条関係)

年 月 日

進学準備給付金申請書

東京都福祉局長 様

申請者

住所又は居所

(大学等に入学する者)

氏名

個人番号

進学準備給付金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 大学等に入学する者の入学月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学先
学校名 _____
- 4 進学先の居住先(進学する日にチェックを入れてください)
☐ 大学等進学前の住所と同じ
☐ 進学により大学等進学先と異なる住所に居住(予定)地を記載してください。
 居住(予定)地 _____
- 5 関係書類
 (1) 入学が効に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・入学金を交付したことを証明する書類の写し
 ・入学金を納付(進学先におく)したことを証明した書類の写し
 ・入学金等の交付が不能な場合、進学先に提出する契約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 (2) 進学に伴い帰属する場合は、新たに居住する住所の賃貸借契約書等の写し
 (3) その他文科省が定める必要書類
 ※ 上記の書類をおおむね作成できない場合については、進学する年度の合格通知書や受取金契約書の写し等の写しを添付した上で、後記、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
- 6 進学準備給付金受取口座(大学等に入学する者の)に記入します。
 金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合
 (該当する金融機関の名称に記入してください)
 支 店 名 _____ 支店(支店なしと居住地域)
 支 店 番 号 _____ 支店(支店なしと居住地域の番号)
 口座種別 ☐ 普通預金 ☐ 当座預金
 (該当する日にチェックを入れてください)
 口座番号 _____ (右にのりてご記載ください)
 (カ ナ)
 (出金人
 ※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人がお預けする預金等の受取先となることを確認してください。
 ※ この住所等については公衆送信口開き後1週間以内に変更がないことを、公衆送信口開きの受取先としていない場合も1週間以内に変更をお願いします。

改正案

様式第3号(第16条関係)

年 月 日

進学・就職準備給付金申請書

東京都福祉局長 様

申請者

住所又は居所

(進学する者又は就職する者)

氏名

個人番号

進学・就職準備給付金の交付について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の入学月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 3 進学・就職する先(大学等名、会社名等)
名称 _____
- 4 進学・就職先の居住先(該当する日にチェックを入れてください。)
☐ 進学・就職前の住所と同じ
☐ 進学により進学・就職先と異なる住所に居住(予定)地を記載してください。
 居住(予定)地 _____
- 5 世帯主の場合、お預けの月以上最低限額の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれること

- 6 関係書類
 (1) 進学の場合
 ① 入学が効に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・入学金を交付したことを証明する書類の写し
 ・入学金を納付(進学先におく)したことを証明した書類の写し
 ・入学金等の交付が不能な場合、進学先に提出する契約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 ② 進学に伴い帰属する場合は、新たに居住する住所の賃貸借契約書等の写し等
 ③ その他文科省が定める必要書類
 ※ 上記の書類をおおむね作成できない場合については、進学する年度の合格通知書や受取金契約書の写し等の写しを添付した上で、後記、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。
 (2) 就職の場合
 ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 ・内定通知書、就業上の決定書、就職契約書等の写し
 ・個人事業主の場合、個人事業主の就業契約書の写し
 ・その他文科省が定める必要書類
 ② 就職に伴い帰属する場合は、新たに居住する住所の賃貸借契約書の写し等
 ③ その他文科省が定める必要書類
 ※ 上記の書類をおおむね作成できない場合については、就職する年度の就職通知書や受取金契約書の写し等の写しを添付した上で、後記、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

- 7 進学・就職準備給付金返還先(申請者名義の口座に振り込まず)

公衆送信口座 ☐ 利用する ☐ 利用しない

※1 まで「利用しない」を選択した場合は、原則、保険料の返還口座に公衆送信口座が振り込まれます。なお、1 まで「利用しない」を選択した場合で、かつ、保険料の返還口座以外の口座への振込を受ける場合は、別途お申し出下さい。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った申請及び決定は、改正後の恵庭市生活保護法施行細則の規定により行った申請及び決定とみなす。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の恵庭市生活保護法施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。